

国立大学法人富山大学研究不正防止対策推進室規則

平成19年11月15日制定

平成20年4月1日改正

平成26年6月24日改正

平成27年3月19日改正

平成30年7月6日改正

令和4年3月30日改正

令和5年3月29日改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）に、富山大学研究不正防止対策推進室（以下「推進室」という。）を設置し、本学における研究活動における不正行為及び公的研究費を中心とした研究費全般（以下「研究費」という。）の不正使用の防止を図ることを目的とする。

(業務)

第2条 推進室は、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用の防止に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究不正防止対応計画の策定に関すること。
- (2) 研究不正防止対応計画の実施・評価に関すること。
 - イ ルールに関すること。
 - ロ チェック機能に関すること。
 - ハ 予算の執行状況把握及び計画的執行の助言に関すること。
 - ニ 意識向上（研修等）に関すること。
 - ホ 相談窓口に関すること。
- (3) 行動規範の遵守に関すること。
- (4) 情報伝達・公表に関すること。
- (5) 内部監査実施の連携協力・助言に関すること。
- (6) その他研究活動における不正行為及び研究費不正使用の防止に関すること。

2 推進室の業務については、全学的な協力の下に連携し実施する。

(室長)

第3条 室長は、学長が指名した理事をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を総括する。

(室員)

第4条 推進室は、室長のほか、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 財務施設部長

- (3) 研究推進部長
- (4) 監査課長又は参事（監査担当）
- (5) 室長が指名する教員 若干人
- (6) その他室長が必要と認める者
（推進室会議）

第5条 推進室に、推進室会議を置く。

2 推進室会議は、推進室の業務について企画及び立案を行う。

3 推進室会議は、室長及び室員で組織する。

4 推進室会議に議長を置き、室長をもって充てる。

（専門委員会）

第5条の2 推進室会議に、推進室の業務に係る専門的事項を検討するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第6条 推進室の事務は、研究推進部研究振興課において処理する。

附 則

この規則は、平成19年7月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月15日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年7月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。